

令和 6 年 9 月 7 日現在

機関番号：17701

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K14007

研究課題名（和文）いじめ防止対策推進法の組織を活用した学校の生徒指導システムへの包括的支援の検討

研究課題名（英文）Consideration of comprehensive support for school student guidance systems using the organization of the Anti-Bullying Prevention and Countermeasures Law.

研究代表者

吉村 隆之（YOSHIMURA, Takayuki）

鹿児島大学・法文教育学域臨床心理学系・准教授

研究者番号：50827144

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、いじめ防止対策推進法（以下「法」）の組織を活用した学校の生徒指導システムへの包括的な支援を検討するため、法における心理職の役割の調査、いじめが重大事態に至るプロセスの検討、スクールカウンセリングに関する生徒の経験の調査、いじめ等を包括的に発見対応するアンケート開発、いじめと学校の対応の経験に関するオンライン調査を実施した。その結果、(1)法に関する研修プログラムの開発、(2)いじめが重大事態に至るプロセスの把握、(3)生徒のスクールカウンセリングに関する経験の把握、(4)学校安全・安心アンケートの開発、(5)学校のいじめ対応に対する生徒の評価を得ることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

いじめ防止対策推進法の組織を活用して、現在の生徒指導システムをより実効的なものにするために、本研究は以下の学術的、社会的意義を有している。いじめ法に関する研修プログラムは、いじめ法に関わる特に専門職が事実を解明し、再発予防策を検討する上で有用である。いじめが重大事態に至るプロセスは、学校のいじめ防止体制を見直す上で有用な知見である。生徒の学校のいじめ対応への評価結果は、今後のSCの効果的な活用を含めて、学校で実効性のあるいじめ防止基本方針を検討し、改善するのに根拠を提供できる。また、学校安全・安心アンケートは、教員だけでなく生徒も主体的に関わる仕組みを検討する上で有意義な知見である。

研究成果の概要（英文）：This study aimed to explore comprehensive support for the student guidance system in schools by utilizing the Anti-Bullying Measures Promotion Act (hereafter "Anti-Bullying Act"). To this end, five investigations were conducted: examining the role of psychological professionals under the Anti-Bullying Act, investigating the process by which bullying escalates into severe incidents, surveying students' experiences with school counseling, developing a comprehensive questionnaire for detecting and responding to bullying and related issues, and conducting online surveys on experiences with bullying and school responses. The study achieved: developing training programs related to the Anti-Bullying Act, understanding the process by which bullying escalates into severe incidents, understanding students' experiences with school counseling, developing a school safety and security questionnaire, and obtaining students' evaluations of schools' responses to bullying.

研究分野：臨床心理学

キーワード：いじめ いじめ防止対策推進法 いじめ重大事態 学級の荒れ スクールカウンセラー アンケート

1. 研究開始当初の背景

いじめ防止対策推進法(以下、いじめ法)は2013(平成25)年に日本で成立し、いじめから児童生徒の生命、尊厳を保持することを目的として、いじめの未然防止、早期発見、事案対処のすべての段階において、実効性のある仕組みを学校や地域で実現することを求めている。しかし、研究開始時点(2020年4月)においても、そうした仕組みが実現されているとの報告はまだ見当たらず、いじめ重大事態調査に追われていて、その知見が「未然防止」や「早期発見対応」の段階には十分生かされていないのが現状であった。

この背景には、どこの学校でも誰との間でも生じうるとされているいじめ(国立教育政策研究所、2013)について、どのように悪化して重大事態へ至ってしまうのか(また至らないのか)というプロセスが不明であることや、いじめの未然防止や早期発見対応、事案対処の仕組みが生徒にどのように体験されているのかが不明であること、いじめの事案対処や重大事態調査を担うことが多い心理職の役割が明らかでないこと、学級経営や生徒指導といじめが発生、悪化するプロセスの関連が明らかでないこと、いじめを早期発見対応するツールとしてアンケートが学校で行われているが効果的なアンケートに関する知見が不足していることなどが挙げられる。

2. 研究の目的

本研究では、こうした背景を踏まえて、以下の目的のもとに各研究を行った。なお、本研究は研究期間中に COVID-19 の感染拡大があったため、各研究は状況に応じて当初の予定や順番は変更して実施した。

【研究1】いじめ法におけるいじめ重大事態調査の報告書をもとにした、いじめ重大事態のプロセスを明らかにするための文献調査を行う。

【研究2】いじめ重大事態における専門職(心理職)の役割や活動を明らかにするための、ガイドラインをもとにした研修プログラムの開発と評価を行う。

【研究3】いじめは、教師による体罰や虐待、対教師暴力といったその他の事象とも関連のあることが指摘(田嶋、2014)されているため、いじめに限定せずに、学校の安全安心を包括的に確認し、早期発見対応につなげるための学校安全・安心アンケートの開発を行う。

【研究4】いじめ被害生徒や加害生徒を含めた、生徒のスクールカウンセリングを受けた経験について、高校生を対象にオンライン調査を行う。

【研究5】学校のいじめ対応について、生徒はどのように体験していたのかについて、高校生を対象にオンライン調査を行う。

3. 研究の方法

【研究1】いじめ重大事態のプロセス研究(文献調査)

対象: 各自治体が公開し、なおかつインターネットで入手可能であったいじめ重大事態報告書のうち、いじめと重大事態(自死)との関連性を認定し、いじめが重大事態へと至る事実関係の記載が十分であった8編の調査結果(小学校1件、中学校7件)。

手続き: いじめが重大事態へと至る過程について、学校臨床心理学を専門とする筆者らの合議で該当箇所を抽出してコード化し、類似のものをまとめてカテゴリー、大カテゴリーを作成した。

【研究2】いじめ重大事態調査に係る心理職のためのガイドラインにもとづく研修プログラムの開発と評価

対象: 日本心理臨床学会(2021)「いじめ防止対策推進法の重大事態調査に係る心理職のためのガイドライン」を元に、重大事態調査の未経験者を対象の基礎と、調査経験者を対象の応用に分けて開発することとし、「基礎研修プログラム ver.1.0」(所要時間:2時間)を開発した。

手続き: A県にて心理職35名を対象に遠隔Zoomで基礎研修プログラムを実施。事前に趣旨や倫理的配慮事項の説明を行い、事後に満足度の項目(5件法5項目)と感想等の自由記述の入力を求めた。

【研究3】学校の安全安心アンケートの開発

方法: 学校のいじめアンケートについて、学校いじめ防止対策組織(生徒指導委員会)の教員、及びアンケートに回答する生徒の代表である生徒会の生徒を対象にアンケート項目の評価と見直しを行った。

【研究4】生徒のスクールカウンセリングの経験に関するオンライン調査

対象: オンライン調査会社にモニター登録をしている生徒1800名

手続き: 中学校におけるSCの認知率、心理教育等の受講経験、SCへの相談経験、SC配置への評価を尋ね、SCへの相談経験がある生徒にはSCの対応とその評価を尋ねた。

【研究5】学校のいじめ対応についての生徒の体験や評価についてのオンライン調査

対象: 学校のいじめ対応について、生徒はどのように体験していたのかについて、高校生3500名を対象にオンライン調査を行った。

手続き: 調査にあたっては所属機関の研究倫理委員会において承認を得た。学校のいじめに関す

る未然防止や事案対応の取組みに対する経験を尋ねた。

4. 研究成果

【研究1】いじめ重大事態のプロセス研究（文献調査）

いじめがいじめ重大事態に至るプロセスとして、以下が得られた。被害生徒や地域コミュニティの特徴や経緯、および学校における教育困難な状況が、いじめの発見や対応を困難にしており、そうした発見の遅れや不適切・不十分な対応へとつながっていた。またこうした経過の中でも、被害生徒は被害を表現したり、周囲の大人もサポートを行ったり、一部荒れが沈静化するなどの変化は認められた。しかし、こうした被害生徒や周囲の努力を上回る形で、いじめを把握する困難と不適切な対応とが悪循環を形成し、その結果として被害生徒の支えが減少して孤立することで、最終的にはいじめ重大事態（本研究では「自死」）が引き起こされてしまうというプロセスが得られた。いじめが重大事態に至った事例においては、学級や学校の荒れなど教員が各事案対応に時間や労力を割かれ、そうした影響もあって学校が形式的な対応や不適切な対応で済ませると、生徒や保護者の学校への不信感が生じることで、いじめを相談しなくなるために、学校が気づかない間にいじめが進行して重大事態へと至ってしまっているため、学校や教員の負荷状態を教育委員会などがモニタリングし、荒れなど学校の既存のリソースだけでは対応できなくなった場合には必要な支援や介入を行う必要性が示唆された。

【研究2】いじめ重大事態調査に係る心理職のためのガイドラインにもとづく研修プログラムの開発と評価

基礎研修プログラムに対して、満足度に関する4項目（回答率80.0%）でいずれも高評価が得られたが、「本研修会の時間は十分でしたか」のみ「そう思わない」34.5%と「どちらとも言えない」31.0%の割合が高かった。自由記述（回答率68.6%）は、知識や対応を学べたという感想が多い一方、グループ協議の時間が短かった（5件）や、グループ協議に上手く参加できなかった（3件）との意見があった。以上より、重大事態の基本知識と対応を習得するという目標は一定程度達成できたが、模擬事例のグループ演習時間の不足、グループ演習時の参加案内や工夫の不足という課題が明らかとなった。今後は、いじめ重大事態の理解度や知識に関する前後の変化や効果も検証しながら、プログラムを修正し、人材育成を進めたい。

【研究3】学校の安全安心アンケートの開発

いじめ防止対策推進法にもとづく学校のいじめ防止対策組織の役割の一つとして、早期発見対応のためのアンケートの実施や活用がある。しかし、これらのアンケートは、児童生徒からすると、「いじめ」という言葉自体が主観的で、また回答する児童生徒の自尊心にも影響するため、回答しにくいものが散見された。そのため、「いじめ」という言葉をもちいずに、なおかつ教員との信頼関係に大きな影響を与える「体罰」や「対教師暴力」なども包括的に早期発見対応につなげることで、「学校安全安心アンケート」を作成、開発した。生徒を代表する生徒会の生徒にも、各項目の回答のしやすさ、及び回答後の学校の対応について意見をもとめ、学校のいじめ防止対策組織でも共有して対応に反映させた。今後は、本アンケートの実施結果にもとづいた早期発見対応を学校が主体となって進めつつ、個人情報を除いた実施結果については生徒や保護者とも共有して、生徒が自ら学校の安全や安心を主体的に考えて関わる体制を整えたい。

【研究4】生徒のスクールカウンセリングの経験に関するオンライン調査

生徒のSCの認知率は100%、心理教育等の受講経験率は36.8%、相談経験率は16.3%（294名）であった。またSCに相談した生徒はSCの各対応を、60.5~77.5%の幅で有用と評価していた。そして生徒全体の56%以上が、SCがいて良かったと評価していた。SCへ相談した生徒の約3.5倍の生徒が、SCがいて良かったと評価していることから、SCは相談活動だけでなく、配置そのものも肯定的に受け止められている可能性が考えられた。学校のいじめ対応組織には多くの場合SCがメンバーとなっているが、今後はそのより効果的な活用についても、学校いじめ防止基本方針に盛り込むといった対応が必要と思われた。

【研究5】学校のいじめ対応についての生徒の体験や評価についてのオンライン調査

小1から中3までの間に、学校の未然防止の取組みとして、学校でいじめに対する学校の方針や取組みについて、説明を受けた経験は約5割弱、いじめを減らして学校や家庭で安心して過ごすのに役立つ講話を聞いたり、授業を受けたりしたことがある経験は約5割弱であった。また、同期間に学校でいじめを被害、加害含めて経験した割合は、各年度において1割~2割強で、特に小6~中2の間に経験した生徒が2割を超えていた。またいじめを経験した児童生徒に、学校の対応の評価を尋ねたところ、肯定的な評価としては、「何があったのか、自分がされたことについて、具体的に話を聞いてくれた」が4割強で最も多く、否定的な評価では「いやな出来事に気づいてもらえなかった」が4割弱で最多であった。また加害生徒では、肯定的な評価は「何があったのか、自分がしたことについて、具体的に話を聞いてくれた」が4割弱で最多であり、否定的な評価では「自分のしたことについて、一方的に話をされた」が2割強で最多となった。本調査は、これまでの経験を振り返っての後ろ向き研究であるため、実際の経験率とは異なる可能性があるものの、高校生になった段階でも生徒の印象に残っている経験、及び学校の対応といった点では、今後の学校の対応を検討する上で参考となる結果である。早期発見と、発見後の適切な対応について、学校いじめ防止基本方針に掲載して、全教員だけでなく生徒や保護者とも共通理解を図るなどの対応が必要と思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 下田芳幸・吉村隆之・平田祐太郎	4. 巻 23
2. 論文標題 自殺事案の重大事態調査結果におけるいじめの影響に関する語句の特徴	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 臨床心理学	6. 最初と最後の頁 221 225
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 吉村隆之 平田祐太郎 下田芳幸 窪田由紀
2. 発表標題 いじめ重大事態調査に関する研修プログラムの開発と効果検討（1）
3. 学会等名 第2回日本公認心理師学会学術集会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 吉村隆之・平田祐太郎・下田芳幸
2. 発表標題 いじめ重大事態における学級や学校の荒れの影響に関する検討
3. 学会等名 日本学校心理学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 平田祐太郎・吉村隆之・下田芳幸
2. 発表標題 重大事態につながるいじめと関連要因に関する検討
3. 学会等名 日本教育心理学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 下田芳幸・吉村隆之・平田祐太郎
2. 発表標題 いじめ自殺事案における学校の課題の検討
3. 学会等名 日本ストレスマネジメント学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 吉村隆之・平田祐太郎・下田芳幸・窪田由紀
2. 発表標題 いじめ重大事態調査に係る心理職への研修プログラムの開発
3. 学会等名 日本心理臨床学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Takayuki YOSHIMURA, Yoshiyuki SHIMODA, Yutaro HIRATA
2. 発表標題 Evaluation of School Counselling by Students in Japan
3. 学会等名 The International School Psychology Associatio (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Takayuki YOSHIMURA, Yutaro HIRATA
2. 発表標題 The process of classroom disruptions in public elementary schools in Japan
3. 学会等名 33rd International Congress of Psychology (国際学会)
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 窪田由紀・本間友巳（監）下田芳幸・平田祐太郎・吉村隆之（編）吉村隆之・平田祐太郎・樋渡孝徳・小正浩徳・下田芳幸・山下陽平（著）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 一般社団法人日本心理臨床学会	5. 総ページ数 92
3. 書名 いじめ防止対策推進法における重大事態調査に係る心理職のためのガイドライン	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	下田 芳幸 (SHIMODA Yoshiyuki) (30510367)	佐賀大学・学校教育学研究科・准教授 (17201)	
研究協力者	平田 祐太郎 (HIRATA Yutaro) (80770817)	鹿児島大学・法文教育学域法文学系・准教授 (17701)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------